

(令和7年度) 大阪市立住吉第一中学校「学校いじめ防止基本方針」

1 いじめの定義

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法 第2条）

2 本校の基本方針のポイント

本校では「いじめはどの学校、どの学級でも起こり得る。」という認識のもと、「生きる力」の育成のために住吉第一中学校「学校いじめ防止基本方針」を策定し取り組んでいく。

未然防止について最優先に取り組むとともに、いじめ事案に対して早期発見・早期解決を目指す本校の基本方針のポイントとして、以下の4点をあげる。

- ① いじめは人間として絶対に許されないという強い認識に立つこと
- ② いじめ問題に対しては被害者の立場に立ちきった指導を行うこと
- ③ 関係者が一体となって取り組むことが必要であること
- ④ 家庭や地域、関係機関と連携した取り組みが重要であること

3 いじめの未然防止についての取り組み

<基本姿勢>

いじめは、どの生徒にも起こりえる、どの生徒も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、全ての生徒を対象に、いじめに向かわせないための取り組みを全教職員で行う。

(1) 授業改善について

- ① チャイム着席、発表の仕方・聞き方、正しい姿勢など、授業中における学習規律を確立する。
- ② 基礎的・基本的事項の徹底習得、習熟度別少人数授業など指導方法の工夫改善など、一人一人を大切にした分かりやすい授業づくりを進める。
- ③ 研究授業・協議など、指導力の向上をめざした取り組みを充実する。

(2) 自己有用感を高めるために

- ① 生徒個々の個性が發揮でき、仲間の役に立っていると感じ取ることのできる機会を全ての生徒に保障する。
- ② 生徒集団づくりを通して、お互いの違いを認め合い、尊重し、共に生きる姿勢と態度を育成する。
- ③ 小中交流、保育所交流、異学年交流（縦割り活動）などの取り組みを計画的に実施し、人と人のつながりを大切にする。
- ④ 自他の良さを大切にし、相手を思いやる心を育てるために自尊感情の育成を図る。

(3) いじめを許さない・見逃さない雰囲気の醸成

- ① 生徒たちが人を思いやることができるよう、人権教育の基盤である人間尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る。
- ② 学級集団づくりを推進し、「いじめ」を許さない質の高い学級集団を育成する。
- ③ 道徳教育を通して、人としての「気高さ」や「心づかい」「やさしさ」等に触れることによって、自分自身の生活や行動を省み、いじめ抑制につなげる。

4 いじめの早期発見についての取り組み

<基本姿勢>

いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知する。

- ① 生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないよう、日頃からの見守りや会話等に努めるとともに、教職員相互に生徒の情報交換を行い、情報を共有する。
- ② 生徒及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう、教育相談週間（各学期）の実施、保健室やスクールカウンセラーの利用、電話相談窓口について広く周知する。
- ③ 学期に1回「いじめ実態調査アンケート」を実施し、実態の早期発見に努める。
- ④ 家庭・地域との連携

5 いじめの早期解決についての取り組み

<基本姿勢>

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害生徒を指導する。

指導においては、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、社会性の向上、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

- ① いじめに係る相談を受けた場合やいじめを発見した場合は、すみやかに事実の有無の確認を行う。
- ② いじめの事実が確認された場合は、被害生徒の安全を確保するとともに、再発を防止するため、被害生徒とその保護者に対する支援と、加害生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- ③ 被害生徒のケアは、養護教諭やスクールカウンセラー、その他専門的な知識のある者と連携した対応を図る。
- ④ 被害生徒が安心して教育を受けられるように、必要に応じて保護者と連携を図りながら、加害生徒を一定期間、別室等において学習を行わせる措置を取る。
- ⑤ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。
- ⑥ いじめを内在する生徒集団は脆い集団であり、いじめ問題を自分たちの問題として受け止め、主体的に対処できる生徒集団の育成をめざす。
- ⑦ ネット上のいじめに対しては、「大阪の子どもを守るサイバーネットワーク」を活用する。

6 いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 学校内の組織

いじめの防止等を実効的に行うため、次の機能を担う「いじめ防止対策委員会」を設置する。

事案発生時、アンケート後、基本方針の確認・修正等、必要に応じて委員会を開催する。

- ① 構成員
校長（委員長）・教頭・首席・生徒指導主事・生徒指導部長・学年主任・養護教諭（学級担任・特別支援教育担当・人権教育主担等、事案に応じてその他関係教職員が参加する。必要に応じてS C、S S Wを参加要請する。）
- ② 役割
 - ア) いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動に関わる情報の収集・記録・共有を行う。
 - イ) いじめの疑いに係る情報があった場合には緊急会議を開催し、迅速な情報の共有、関係生徒への事情聴取、指導および支援の方針の決定、保護者との連携を行う。

③ 年間計画

- | | |
|-----------------|----------------|
| ア) いじめ実態調査アンケート | 年3回（5月・10月・1月） |
| イ) 教育相談週間 | 年3回（6月・11月・2月） |
| ウ) 校内研修会の実施 | 年2回（6月・10月） |
| エ) 生徒に関する情報交換 | 随時 |

(2) 保護者や地域・関連機関との連携

- ① 授業参観・学校公開・土曜授業の開催、H P・学校だより等による広報活動により、いじめ防止対策や対応について情報提供する。
- ② P T Aの各種会議や保護者懇談会等において、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換する場を設ける。

(3) 取り組み内容の検証

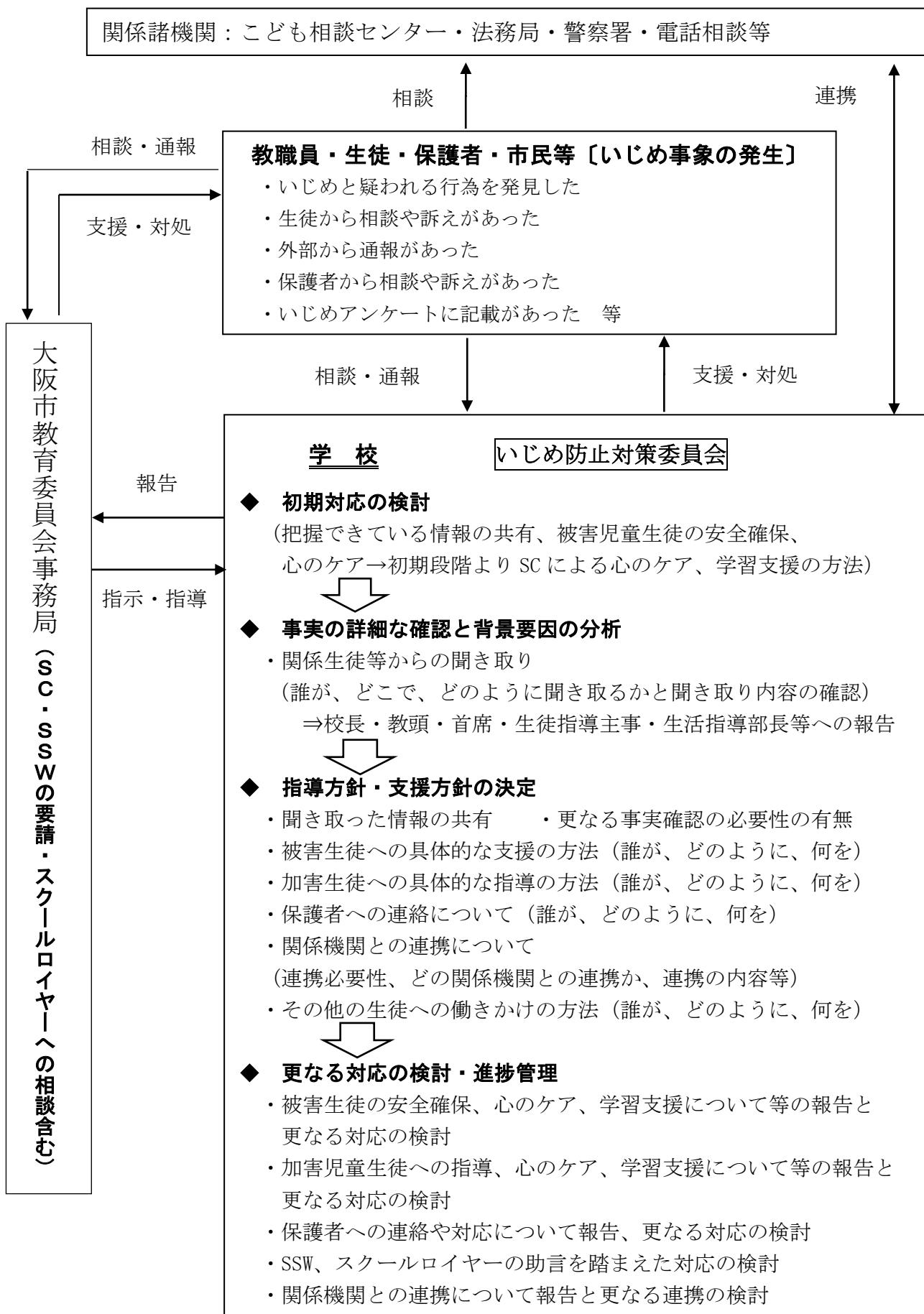
- ① いじめの実態把握、及びいじめに対する措置を適切に行うため、学校評価の指標に「いじめの早期発見に関する取り組み」等を加える。
- ② 「運営に関する計画」の中間評価・年度末評価において、適正に自校の取り組みを評価する。

7 重大事案への対処

生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対応を行う。

- ① 重大事態が発生した旨を、教育委員会に速やかに報告する。
- ② 「いじめ防止対策委員会」を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ③ 調査結果については、被害生徒及びその保護者に対して、事実関係その他の必要な情報を正確かつ適切に提供する。

【いじめ事象発生時の対応フローチャート】





全教職員（日々の見守り）

- ・被害児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が少なくとも3か月継続していること。
- ・いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。
- ・被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていなかどうかを面談等により確認する。

以上の2つの要件が満たされれば、解消となる。

◆ 教訓化と再発防止

- ・道徳教育・人権教育への反映
- ・望ましい生徒集団の育成
- ・教員の指導力向上
- ・保護者、地域への啓発

平成26年 3月17日 策定
平成31年 4月 8日 改訂
令和 2年10月 1日 改訂
令和 3年 5月10日 改訂
令和 4年 5月23日 更新